

愛川町介護・看護・保育職等復職等奨励助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護、看護及び保育職の人材の確保、定着及び離職防止を図ることを目的として、町内の各施設等に復職等した者に対し、予算の範囲内において愛川町介護・看護・保育職等復職等奨励助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて、愛川町補助金の交付等に関する規則（昭和55年愛川町規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 介護施設等 介護保険法（平成9年法律第123号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく指定事業所、介護保険法第115条の46第1項の規定に基づく地域包括支援センター並びに障害者総合支援法第77条の2第2項の規定に基づく基幹相談支援センターをいう。
- (2) 病院等 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所をいう。
- (3) 保育施設等 法人又は個人が運営する認定こども園（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第31条第1項の規定による確認を受けている施設をいう。以下同じ。）、幼稚園（子どものための教育・保育給付費補助事業の実施について（平成27年4月13日雇児発0413第36号）別添2幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業を実施する幼稚園をいう。以下同じ。）及び小規模保育事業（児童福祉法に規定する小規模保育事業（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（昭和26年厚生労働省令第61号）第27条に規定する小規模保育事業C型を除く。）をいう。）を行う施設をいう。
- (4) 常勤 次に掲げる施設で、いずれの要件も全て満たす者をいう。

ア 介護施設等

(イ) 労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）第5条第1項の規定により明示された労働条件のうち、同項第1号の3に規定する就業の場所が介護施設等であること。

(ロ) 当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（週32時間を下回る場合は週32時間を基本とする。）に達し、町内の介護施設等を適用事業所とする社会保険の被保険者であること。

イ 病院等

(イ) 労働基準法施行規則第5条第1項の規定により明示された労働条件のうち、同項第1号の3に規定する就業の場所が町内の病院等であ

り、かつ、従事すべき業務が医療であること。

(ロ) 病院等に1週間の勤務時間が1年を平均して30時間以上又は1月の勤務時間が120時間を超える勤務条件に達し、町内の病院等を適用事業所とする社会保険の被保険者であること。

ウ 保育施設等

(イ) 労働基準法施行規則第5条第1項の規定により明示された労働条件のうち、同項第1号の3に規定する就業の場所が保育施設であり、かつ、従事すべき業務が保育（認定こども園にあっては、保育認定を受けた子どもの保育に限る。幼稚園にあっては、保育認定を受けた児童と同等の子どもの保育に限る。）であること。

(ロ) 期間の定めのない労働契約を結んでいる者（1年以上の期間の労働契約を結んでいる者を含む。）であって、保育施設において1日6時間以上かつ月20日以上常態的に継続して勤務し、町内の保育施設等を適用事業所とする社会保険の被保険者であること。

(5) 介護職等 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第2条に規定する社会福祉士及び介護福祉士、精神保健福祉士法（平成9年法律第131号）第2条に規定する精神保健福祉士、児童福祉法第18条の4に規定する保育士、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第2条に規定する保健師、同法第5条に規定する看護師及び同法第6条に規定する准看護師並びに介護保険法第7条に規定する介護支援専門員をいう。

(6) 看護職等 保健師助産師看護師法第2条に規定する保健師、同法第3条に規定する助産師、同法第5条に規定する看護師、同法第6条に規定する准看護師及び歯科衛生士法（昭和23年法律第204号）第2条第1項に規定する歯科衛生士をいう。

(7) 保育職等 児童福祉法第18条第4項に規定する保育士をいう。

(助成金の交付対象者)

第3条 助成金の交付対象者は、次の各号のいずれの要件も満たす者とする。ただし、町内の他の施設等からの転職者は除くものとする。

(1) 離職後、1年以上経過して、平成31年4月1日以後に前条第1号から第3号までに規定する町内の各施設等に復職する者、又は就労経験がなく前条第1号から第3号までに規定する町内の各施設等に就労する者であること。

(2) 採用日から起算して1年以上継続して、前条に規定する町内の各施設等に就労する者であること。

(3) 町税等を完納していること。

(4) 愛川町介護・看護・保育職等転入奨励助成金交付要綱、愛川町介護・看護職等奨学金返済助成金交付要綱及び愛川町新婚生活支援補助金交付要綱の補助を受けていないこと。

(助成金の交付額等)

第4条 助成金の額は、20万円とする。

(助成金交付申請等)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、第2条第1号から第3号までに規定する町内の各施設等に就労する日から6箇月以内に、愛川町介護・看護・保育職等復職等奨励助成金交付申請書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて町長に申請しなければならない。

- (1) 住民票の写し
- (2) 就労先の在籍証明書(第2号様式)
- (3) 誓約書(第3号様式)
- (4) 修了証明書(保有資格の証明書類)の写し
- (5) その他町長が必要と認める資料

(助成金交付決定)

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類等の確認により第3条に掲げる要件について審査し、助成金の交付の可否を決定し、愛川町介護・看護・保育職等復職等奨励助成金交付決定通知書(第4号様式)により申請者に通知するものとする。

(請求及び支払)

第7条 前条の規定により助成金の交付決定を受けた者は、別に町長が定める期日までに、愛川町介護・看護・保育職等復職等奨励助成金交付請求書兼口座振替依頼書(第5号様式)を町長に提出し、助成金を請求するものとする。

2 町長は、前項の規定による請求があったときは、助成金を交付するものとする。

(助成金の交付を受ける者の責務)

第8条 助成金の交付を受ける者は、本町の福祉の質の向上のため自己研鑽に努めるとともに、町内に住所を有し、継続して勤務するよう努めなければならない。

(届出の義務)

第9条 第6条の規定により助成金の交付の決定を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに町長に届け出なければならない。

- (1) 採用日から起算して1年を経過する前に退職した場合又は1箇月以上の療養休暇等の長期休暇を取得した場合
- (2) 採用日から起算して1年を経過する前に町外へ転出した場合

(決定の取消し等)

第10条 町長は、助成金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当した場合は、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、及び助成金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けた場合
- (2) 採用日から起算して1年を経過する前に退職した場合又は町外へ転出した場合。ただし、健康上の理由その他相当な理由があると町長が認めた場合を除く。
- (3) 助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に反した場合

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

（宛先）愛川町長

申請者 住所 _____
氏名 _____ (印)
連絡先 _____

愛川町介護・看護・保育職等復職等奨励助成金交付申請書

愛川町介護・看護・保育職等復職等奨励助成金交付要綱第6条の規定に基づき、次のとおり助成金を申請します。

1 交付申請額 _____ 円

2 添付書類

- (1) 住民票の写し
- (2) 就労先の在籍証明書（第2号様式）
- (3) 誓約書（第3号様式）
- (4) 修了証明書（保有資格の証明書類）の写し
- (5) その他町長が必要と認める資料

3 就労機関名

名称 _____
就職年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

4 直近の勤務先又は就学先の状況

名称 _____
所在地 _____
離職又は卒業年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

離職証明（任意様式）を添付してください。

※第3条第1号に伴い、離職後1年以上経過しなければ申請できません。

〈同意欄〉

私は、復職等奨励助成金の申請にあたり、愛川町が次の事項について行うことに同意します。

- (1) 町税等の納付状況
- (2) 施設等に就労後、1年が経過するまでの間、その就労の有無を確認すること。

年 月 日 住所
氏名

(印)

在籍証明書

（宛先）愛川町長

年 月 日

事業者名	
事業者所在地	
代表者氏名	⑩
連絡先	

下記の者は、次のとおり在職していることを証明します。

氏 名	
住 所	
勤 務 先	
採用年月日	年 月 日
採用形態	<p>〔介護施設等〕 当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（週32時間を下回る場合は週32時間を基本とする。）に達し、町内の介護施設等を適用事業所とする社会保険の被保険者であること。</p> <p>〔病院等〕 病院等に1週間の勤務時間が1年を平均して30時間以上又は1月の勤務時間が120時間を超える勤務条件に達し、町内の病院等を適用事業所とする社会保険の被保険者であること。</p> <p>〔保育施設等〕 期間の定めのない労働契約を結んでいる者（1年以上の期間の労働契約を結んでいる者を含む。）であって、保育施設等において1日6時間以上かつ月20日以上常態的に継続して勤務し、町内の保育施設等を適用事業所とする社会保険の被保険者であること。</p>
職 種	<p>〈介護職等〉 社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士・保育士・保健師・看護師・准看護師・介護支援専門員</p> <p>〈看護職等〉 保健師・助産師・看護師・准看護師・歯科衛生士</p> <p>〈保育職〉 保育士</p>

誓約書

私は、愛川町介護・看護・保育職等復職等奨励助成金の交付申請にあたり、次の事項について誓約します。

- 1 申請及び提出書類の内容は、すべて事実と相違ありません。
- 2 愛川町介護・看護・保育職等復職等奨励助成金交付要綱第2条に規定する者として、採用日から継続して1年間は、愛川町の事業所等で継続して勤務します。
- 3 同要綱第10条の規定に該当することとなったときは、速やかに助成金を愛川町に返還します。

年 月 日

（宛先）愛川町長

住 所 _____

申請者 氏 名 _____ (印)

連絡先 _____

年 月 日

様

愛川町長

愛川町介護・看護・保育職等復職等奨励助成金交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった復職等奨励助成金について、愛川町介護・看護・保育職等復職等奨励助成金交付要綱第6条の規定に基づき、次のとおり助成金の（ 交付 ・ 不交付 ）を決定したので通知します。

1 交付決定金額

円

2 交付条件

- (1) 別に定める日までに、この助成金に係る請求書を町長に提出しなければならない。
- (2) 助成金の交付を受ける者は、愛川町の福祉の向上のため自己研鑽に努めるとともに、町内に住所を有し、町内の各施設等に継続して勤務するよう努めなければならない。
- (3) 採用日から起算して1年を経過する前に町内の各施設等を退職若しくは町外に転出したとき又は1月以上の療養休暇等の長期休暇を取得したときは、直ちに町長に届け出なければならない。

3 助成金の返還

交付条件に反した場合は、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、助成金の全部又は一部が返還となる場合がある。

年 月 日

（宛先）愛川町長

申請者 住所 _____
氏名 _____ (印)
連絡先 _____

愛川町介護・看護・保育職等復職等奨励助成金交付請求書
兼 口座振替依頼書

年 月 日付けで交付決定のあった助成金について、愛川町介護・看護・保育職等復職等奨励助成金交付要綱第7条の規定に基づき、次のとおり、助成金の交付を請求します。

なお、この助成金は次の指定口座をお振込みください。

1 請求金額

	十	万	千	百	十	円
--	---	---	---	---	---	---

ただし、 _____ として

2 指定口座

振 込 先	銀行 金庫 組合 (○で囲んでください。)			支店 支所 出張所 (○で囲んでください。)	
	預金種類	1 普通 2 当座 (○で囲んでください。)	口座番号		
	(フリガナ)				
	(名義人氏名)				